



オーストラリア大使館東京  
ビザ課

**訪問 Visa (サブクラス 600)  
(Tourist stream – 観光ストリーム)**

**申請書類チェックリスト**

このチェックリストには、訪問ビザ – 観光ストリーム申請に必要な情報及び必要書類を記載しています。また、個々のケースにより、追加で必要となる可能性のある書類も記載しています。

申請に関わるパスポートを含む必要書類は、全てコピーをご提出下さい。審査中に書類の認証コピーや原本の提出を求められる場合もあります。

英文で書かれていない書類に関しては、オーストラリア公認翻訳者 - NAATI

(<http://www.naati.com.au>) またはプロの翻訳者による英文翻訳が必要です。日本在住の申請者は、翻訳された文書は翻訳業者のレターヘッドを使用したもの、または社印・認証印の押印、翻訳業者／翻訳者の連絡先が明記してあるものをご提出下さい。

申請の際は、書類漏れ・記入漏れのないようご確認下さい。書類に不備があった場合、補足書類の提出を求められる場合もありますが、申請時に提出した書類のみで審査・結果を出す場合もありますのでご了承下さい。

**注記:** ビザの条件を満たすことが出来ずに不許可となった場合や、申請を取り下げた場合でも、申請料金は返金出来ませんのでご了承下さい。

このチェックリストは、印刷して申請書の表に添付して下さい。

申請用紙・申請料金・その他	✓
申請書 <a href="#">Form 1419, Application for a Visitor visa – Tourist stream</a> (書類申請の場合のみ)	
<a href="#">申請料金</a>	
代理申請	✓
代理申請用紙 <a href="#">Form 956, Advice by a migration agent/exempt person of providing immigration assistance</a> ; または、 代理申請用紙 <a href="#">Form 956A, Appointment or withdrawal of an authorised recipient</a>	
身元確認書類	✓
有効なパスポートのコピー：顔写真、個人情報、署名、全てのビザ・出入国記録・ビザ申請記録が記載されているページは全てコピー。 <b>注記:</b> ビザ審査中、審査官よりパスポートの原本提出を求められることがあります。	
日本国籍以外の方: 外国人登録証明書、または在留カード（両面コピー）	
パーソナル ID ナンバーの記載がない、台湾パスポート保持者: 出生国または第3国に再入国出来ることを証明する書類 <b>See:</b> <a href="#">台湾パスポート保持者へのご案内</a>	
中国パスポート保持者: ナショナル ID カード (身分証)のコピー	
<b>18歳未満の申請者</b>	✓
18歳未満の申請者の場合: 18歳未満の子供の居住場所を法的に指定出来る申請者の両親（親権者）または法的保護者が、今回のオーストラリア渡航に同意していることを示す書類。そのような書類を持っていない場合、または両親が同行する場合: <ul style="list-style-type: none"> <li>両親が渡航を許可することを示す <a href="#">宣誓供述書</a></li> <li>用紙 <a href="#">Form 1229 Consent form to grant an Australian visa to a child under the age of 18 years</a> (125 KB PDF).</li> </ul> 宣誓供述書やForm1229を提出する際、両親または法的保護者の写真・署名付き身分証明書（パスポートや運転免許証等）も提出して下さい。	
18歳未満の申請者が両親（親権者）、法的保護者、または親族以外の方とオーストラリアに滞在する場合: オーストラリア滞在中に申請者の面倒を見る方からの供述書 <ul style="list-style-type: none"> <li>用紙 <a href="#">Form 1257 Undertaking declaration</a> (125 KB PDF).</li> </ul>	
現在修学している教育機関が発行する在学証明書（該当する場合のみ）	

人物審査	✓
申請者または申請に含まれている方が、軍隊勤務経験のある場合（全ての国対象）：軍歴証明書または除隊証明書の認証コピー	
健康診断	
<p>下記の状況に該当する方は、通常健康診断受診が必要とされています：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>滞在予定期間が3ヶ月を超える場合 - オーストラリア移民・国境警備省指定病院にて胸部レントゲン検査を受診する必要があります</li> <li>75歳以上の方で、滞在予定期間に関わらず、オーストラリア移民・国境警備省指定病院で健康診断受診が必要とされている場合</li> </ul> <p>健康診断の受診が必要な場合は、ビザ審査先が審査を行った上で、受診のご案内を致します。</p>	
渡航目的に見合ったビザを申請していることを示す書類	✓
個人の通帳、給与明細書、会計監査書類、税込記録、クレジットカードの使用上限など、十分な資金があることを示す書類	
親族、友人を訪問する場合、オーストラリア在住の親族、友人からの招待状を提出して下さい。親族・友人が訪問に関わる費用を負担する場合は、その方（々）からの資金証明を提出して下さい。	
オーストラリア滞在中の旅行計画書	
<p>居住国、または自国との強い繋がりを証明する書類。例としては：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者がオーストラリアから帰国した後も、同じ職場で働き続ける意志があることを記したレター</li> <li>現在修学している教育機関が発行する在学証明書</li> <li>居住国に近親者がいる証明</li> <li>居住国での在留資格を示す書類および再入国許可</li> <li>居住国で所有する資産・財産の証明書</li> </ul>	
75歳以上の申請者	✓
<ul style="list-style-type: none"> <li>オーストラリア滞在中有効な、民間健康保険または旅行保険の加入証明書; または</li> <li>オーストラリア滞在中の医療費・入院費を十分にカバー出来る、個人の資金証明</li> </ul>	
オーストラリア国籍保持者の親、永住者または資格のあるニュージーランド国籍保持者	✓
<p>申請者とオーストラリア在住の子供との関係を示す書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本国籍: 戸籍謄本</li> <li>その他の国籍: 家族関係を証明する書類</li> </ul>	

子供のパスポートコピー	
<p>長期の訪問ビザを申請する場合</p> <p><b>参照:</b> <a href="#">オーストラリア国籍保持者・永住者の親、または資格のあるニュージーランド国籍保持者のための長期の訪問ビザ（観光ストリーム）</a></p> <p>オーストラリア到着日から 12 ヶ月間有効な保険加入証明 –Medicare(メディケア)が保証する内容と同等のもの</p> <p><b>参照:</b> <a href="#">Medicare Australia Health Care for visitors to Australia</a></p>	